

大規模地震等の災害対策の促進を求める意見書

一昨年の中日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発しているが、そうした中、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「首都直下地震」等の大規模な災害に対して、国を挙げた万全の対策が急務となっている。

また、日本列島は、太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、地殻変動による地震、津波、火山噴火等が起こりやすく、さらに、近年増えている局地的豪雨は、地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしている。

そうした中、高度経済成長期に整備された道路、橋、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、国民の生命・財産を守るための計画的な長寿命化を早期に図るとともに、災害を最小限に抑える対策を行う必要がある。

よって、国会及び政府においては、以下の事項について早急な対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災及び発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置のための計画等を定めること。
- 2 発生確率が極めて高いとされる首都直下地震に対して、その他の地方に住む人々の暮らしも守るという観点を踏まえて行政の中核機能を維持するための基盤整備を行うほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）11月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣  
（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党及び  
市民ネットワーク北海道所属議員全員